

第1部
環境基本計画の策定について

第2部
尾張旭市の現状

第3部
環境基本計画

第1章
尾張旭市の望ましい
環境像と分野別目標

第2章
市・市民・市民団体
事業者の取り組み

第3章
環境市民会議からの提案
～地域でできる市民活動～

第4章
計画の推進

巻末資料



第3部

環境基本計画





第1章

尾張旭市の望ましい環境像と分野別目標

1. 望ましい環境像

私たちのまちには、森林公園をはじめとする丘陵の緑と、矢田川やため池といった水辺が多く残されています。また、地域では美化活動などの自主的な環境保全活動が行われています。

将来の世代のために、今ある良い環境は良い状態で残し、悪くなってしまった環境はより良い状態にして引き継いでいかなければなりません。

私たちは、将来のあるべき姿を考え、全員参加で環境の保全と創出に取り組むことができるまちを目指し、望ましい環境像を次のように定めます。

環境を考え ともにつくる 私たちのまち



「環境を考え」とは

さわやかな空気、きれいな水、身近にある緑、ポイ捨てのないまち並み……。

市、市民・市民団体、事業者のそれぞれが、環境問題を自分のこととして捉え、次の世代により良い環境を贈るため、みんなができることを考えます。

「ともにつくる」とは

市、市民・市民団体、事業者がそれぞれの立場を生かしつつ、人の環^わをを広げながらみんなで協力します。家庭や職場、地域で、できることから取り組みを広げ、持続可能な社会、地球にもやさしいまちをつくります。

「私たちのまち」とは

現在の尾張旭市は住宅都市として発展してきたまちですが、どこか懐かしくて温かい、いつまでも住み続けたいと思う快適なまちをみんなでつくっていきます。

住んでいる人にはもちろん、新しく移り住んできた人にとっても、将来は私たちの心のよりどころとなる新たな「ふる里」と言えるまちになってほしい、という想いを込めています。



2. 分野別目標

【教育・学習】 1. 学び広げるまちづくり

現在の環境問題は、ポイ捨てや騒音など日常に感じている問題から、地球温暖化という大規模な問題まで多岐にわたります。

そのほとんどが何気ない日常の活動に起因するもので、国際的に問題となっている地球温暖化も、快適な暮らしを求める現代のライフスタイルが原因となっています。現在どんな問題があるのか、どうして問題が生じているのか、どんな解決策があるのか、環境の視点で配慮を行わなければ解決は困難です。それ以外にも、環境問題に興味がない、快適で便利な暮らしを我慢してまで環境に配慮したくないという考え方が一部にあることも否定できません。時間的な広がりを持つ環境問題に対応していくためには、将来を担う子どもに対する環境教育・環境学習を進めることが重要です。

市では、広報やホームページでの情報提供やパンフレットの配布など啓発活動を行っていますが、十分に環境情報が行き届き、理解されているとはいえない状況にあります。

市民団体や事業者については、積極的に環境保全活動に取り組む事例も見られ、自主的な活動が広がっていくことが期待されます。

今後、環境配慮が行き渡った社会を目指し、環境情報をより充実させていくとともに、市民や事業者が自ら情報を求めたり学んだりする機運を醸成していきます。また、市民・市民団体や事業者と協力しつつ、より高い効果が得られるよう、広域的な取り組みを進めるほか、大学など専門的な技術や知識を持つ機関との連携、市民団体や環境関連団体が活動しやすいような支援を行っていきます。

【ごみ】 2. ごみのないまちづくり

ごみ問題は、生活に密着しており、ダイオキシン類*による環境汚染や最終処分場の不足が話題となったことなどから市民の関心が高くなっています。本市では、一人あたりのごみ排出量は減少傾向にあり、資源回収も進んでいますが、人口増加の影響を受けてごみの総量は横ばいで推移しています。また、ごみの違法な焼却処理、不法投棄やポイ捨てなどの不適正処理に関する苦情も発生しています。

各家庭や事業所では、ごみ減量や資源回収が進められていますが、現在の社会経済システムでは、分別や資源回収を進めてもごみはなくなり、最終処分は必要になります。不適正処理については、法規制等の周知だけでなく、防止対策も求められます。

市内から排出されたごみは、本市と瀬戸市及び長久手町で運営する尾張東部衛生組合で処理処分を行っています。現在の最終処分場は平成14年に建設され、平成28年が埋め立て終了予定となっています。最終処分場の確保は非常に困難となっており、現在の処分場の延命化を図るため、焼却灰の一部を外部委託して処分していますが、根本的な解決にはなりません。市は、ごみ減量、不用品のリユース、資源回収によるリサイクルを一層進めるため、啓発活動や補助制度を実施しています。

*ダイオキシン類：ものの焼却の過程等で自然に生成してしまう副産物。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCBを含めてダイオキシン類と定義している。



今後、循環型社会^{*}の形成を目指し、ごみとなるものを減らすリデュース^{*}を第一に考え、次にリユース・リサイクル、最後に、出してしまったごみは適正に処理するという考えに基づいて施策を進めます。施策の推進にあたっては、費用対効果を検討するとともに、市民・市民団体や事業者が積極的に取り組みやすい仕組みづくりに努めます。

【地球環境】 3. 地域で地球を考えるまちづくり

快適な暮らしや産業活動の拡大にともない、地球温暖化や酸性雨^{*}、オゾン層の破壊など地球規模の環境問題が生じています。豪雨や渇水といった異常気象も多く発生するようになり、私たち人間や生物にとって脅威となりつつあります。

地球温暖化をはじめとする広域的な環境問題でも、その原因はわたしたちの日常の生活や事業活動が主な原因となっています。問題解決のためには、国際レベルでの技術的な研究も必要ですが、根本的な解決のためには、一人ひとりの取り組みが求められます。

市では、ISO14001 の理念に基づく全庁的な取り組みをはじめ、家庭版環境 ISO^{*}など、環境配慮を普及させる取り組みを進めています。

しかし、「地球温暖化などは国際的な取り組みが必要」、「取り組みには我慢など苦痛がともなう」などのイメージがあり、敬遠される面もあります。

今後、地球温暖化をはじめとする問題の解決に向けて、情報提供や啓発活動など、省エネルギー・省資源など地球環境に配慮したライフスタイルの定着を促します。

【自然環境】 4. 自然とふれあうまちづくり

本市には、森林や農地といった緑地、ため池や河川の水辺が残されています。このような空間は、わたしたちに安らぎとうるおいをもたらしてくれるとともに、生物の生息空間となったり、水を貯える働きや夏の気温上昇を抑える働きもあります。

しかし、緑地については、公園を除く大部分が民有地であるため、開発などに対する規制が困難となっており、都市化の進展とともに減少し続けています。また、森林や農地と人との関わりが少なくなり、荒廃しているところも見られます。ため池については、農業用水という本来の利用目的を失いつつあり、埋め立てられたり大きく姿を変えたものもあります。このような自然環境の変化により、そこにあった生態系も影響を受けます。近年は、外来生物^{*}による在来種への影響も懸念されています。

市では、市有林や農地の計画的保全に努めるとともに、山辺の散歩道^{*}の整備やため池の親

^{*}循環型社会：①ごみを出さない、②出たごみはできるだけ資源として再利用する、③再利用できないごみは適正に処分する、という環境への負荷が低減される社会をいう。

^{*}リデュース：資源をできる限り大切に使い、無駄な消費を控え、廃棄物の発生自体を抑制すること。

^{*}酸性雨：工場や自動車から出された硫酸化合物や窒素化合物の大気汚染物質が雨水に取りこまれて酸性を示す雨のことで、一般には pH（水素イオン濃度）が 5.6 以下をいう。

^{*}家庭版環境 ISO：環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の PDCA サイクルの考え方を取り入れたシステムで、各家庭で環境にやさしい生活を進めようためのもの。

^{*}外来生物：ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物。

^{*}山辺の散歩道：市北部の自然を活かした散歩道で、ウォーキングコースの一部にもなっている。森林公園から小幡緑地までの市北部丘陵地の公園や緑地、自然豊かなため池、緑あふれる寺社林などをつなぐ計画。



水^{*}整備など、自然とのふれあいの場の創出を進めてきました。

人が自然とふれあい、自然について学び、その大切さを理解することで、そこにある環境を保全し、より良くしていく活動につながります。今後、緑地の公益的な機能を残していくため、民有緑地についても保全されるよう働きかけていきます。公共の緑地や水辺については、市民ニーズにあった整備、その利用を促すソフト事業を進めていくと同時に、動植物への配慮、適切な保護を促進していきます。

【生活環境】 5. 暮らしやすい快適なまちづくり

本市では、目立った公害は見られませんが、自動車による大気汚染や騒音、生活排水による水質汚濁など、日常生活に起因する環境問題があります。また、ごみのポイ捨て、犬や猫のふん害、空き地の雑草など、快適な住環境を損なう要因もあります。

生活排水や近隣騒音などの問題は、都市化が進むにつれ影響が大きくなります。また、自動車による排気ガスや騒音、ごみのポイ捨てなどの問題は、市外からの通過交通によるものもあり、対策が困難となっています。問題解決のためには、下水道などの基盤整備も必要ですが、モラルや環境マナーの向上により大きく改善されるものもあります。

市は、公害防止に関する支援、必要な調査・監視を実施するとともに、国や県などの関係機関に働きかけを行っています。また、公害防止や衛生上必要な指導、啓発活動を行ってきました。

今後も前述の環境教育や情報提供、啓発活動を行っていくとともに、法規制や関連条例の周知と徹底を図ります。都市・生活型の公害^{*}については、低公害車の普及や排水への配慮など発生源における対策と基盤整備による対策を効果的に組み合わせていきます。また、快適な住環境を形成するため、誰もが住みやすいまちづくりを進めます。

^{*}親水：水遊び、釣り、湖畔の散歩等日常生活や観光、レクリエーションを通じて、湖沼、池、河川等の水辺に近づき、身近に親しむことをいう。

^{*}都市・生活型公害：通常の事業活動や日常生活に伴う環境への負荷が原因となって起きる自動車交通公害や河川の水質汚濁、近隣騒音などの公害。産業公害と異なり、多くの場合、原因者が被害者にもなりうるという特徴をもっている。

3. 施策の体系

望ましい環境像の実現に向けて、5つの分野別目標と12の施策を設定します。

